◎新潟県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区の定款の変更を令和４年５月11日認可した。

令和４年５月20日

新潟県新発田地域振興局長